

業 務 概 要

令 和 7 年 度

(令和6年度実績)



秋田市食肉衛生検査所

目 次

第1章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	食肉衛生検査所の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	庁舎の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	検査機械器具一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	食肉衛生検査所長に対する事務委任一覧・・・・・・・・	7
8	関係手数料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	所管と畜場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	11
10	所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況・・・・・・・・	11
11	教育実習および視察研修等の受入状況・・・・・・・・	12
12	連絡調整会議および職員研修一覧・・・・・・・・	12

第2章 と畜検査

1	獣畜別・月別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	証明書交付件数・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	と畜検査結果に基づく措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	精密検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5	残留有害物質モニタリング検査・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	BSEスクリーニング検査・・・・・・・・・・・・・・・・	20
7	TSEスクリーニング検査・・・・・・・・・・・・・・・・	20

第 3 章 食鳥検査

1	食鳥処理事業許可等	2 1
2	管内の認定小規模食鳥処理場	2 1
3	食鳥処理確認状況	2 2
4	精密検査実施状況	2 3

第 4 章 衛生指導

1	施設等の監視指導	2 4
2	施設等の監視指導状況	2 4
3	枝肉の微生物検査	2 5
4	情報提供等について	2 5

第 5 章 調査研究

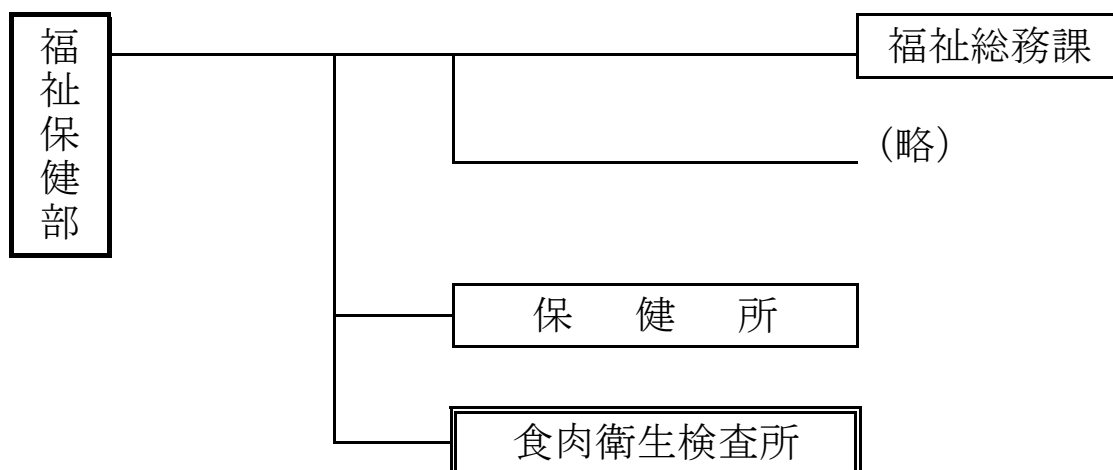
	ペニシリン系抗生物質試験法の検討について（第 2 報）	2 6
--	---------------------------------------	-----

第 1 章 総 説

1 食肉衛生検査所の沿革

年月日	事 項
昭 55. 4. 1	秋田県食肉流通センター操業に併せ、秋田県中央食肉衛生検査所が設置された。
平 17. 1. 11	河辺町、雄和町が中核市である秋田市と市町合併したことに伴い、所管と畜場が保健所設置市である秋田市の行政区域となったため、と畜場法に基づき、秋田県中央食肉衛生検査所は廃止され、秋田市食肉衛生検査所が新設された。庁舎をはじめ、器具・機械、薬品等のすべてが県から無償譲渡された。 ・事務吏員 2 名（県からの派遣職員 1 名）、獣医師 1 8 名（県からの派遣職員 1 7 名） 敷地面積 2, 236. 67 m² 建築構造 鉄筋コンクリート（一部軽量鉄骨造）平屋建 建築面積 649. 69 m² 所管と畜場 秋田県食肉流通センター（と畜場番号：1）
平 20. 4. 1	獣医師 1 7 名（県からの派遣終了）
平 20. 9. 2	秋田県食肉流通センターおよび株式会社秋田県食肉流通公社を対香港輸出豚肉取扱施設として選定した。
平 23. 4. 1	獣医師 1 8 名
平 27. 6. 30	株式会社秋田県食肉流通公社を対タイ輸出牛肉取扱施設として認定した。
平 28. 8. 16	株式会社秋田県食肉流通公社を対ベトナム輸出食肉（牛肉および豚肉）取扱施設として認定した。
平 29. 9. 22	株式会社秋田県食肉流通公社が対台湾輸出牛肉取扱施設として認定された。
令元. 8. 8	株式会社秋田県食肉流通公社を対マカオ輸出牛肉取扱施設として認定した。

2 組織機構



3 職員構成

令和7年5月1日現在

職 名	職員数	管理担当	業務担当	精密検査 担当
所 長	1			
参 事	4	3 ①	1	
副 参 事	2		1	1
主席主査	4	2 ①	1	1
主 査	4	1	2	1
主 任	2		1	1
会計年度任用職員	6	2	3	1
計	2 3	8 ②	9	5

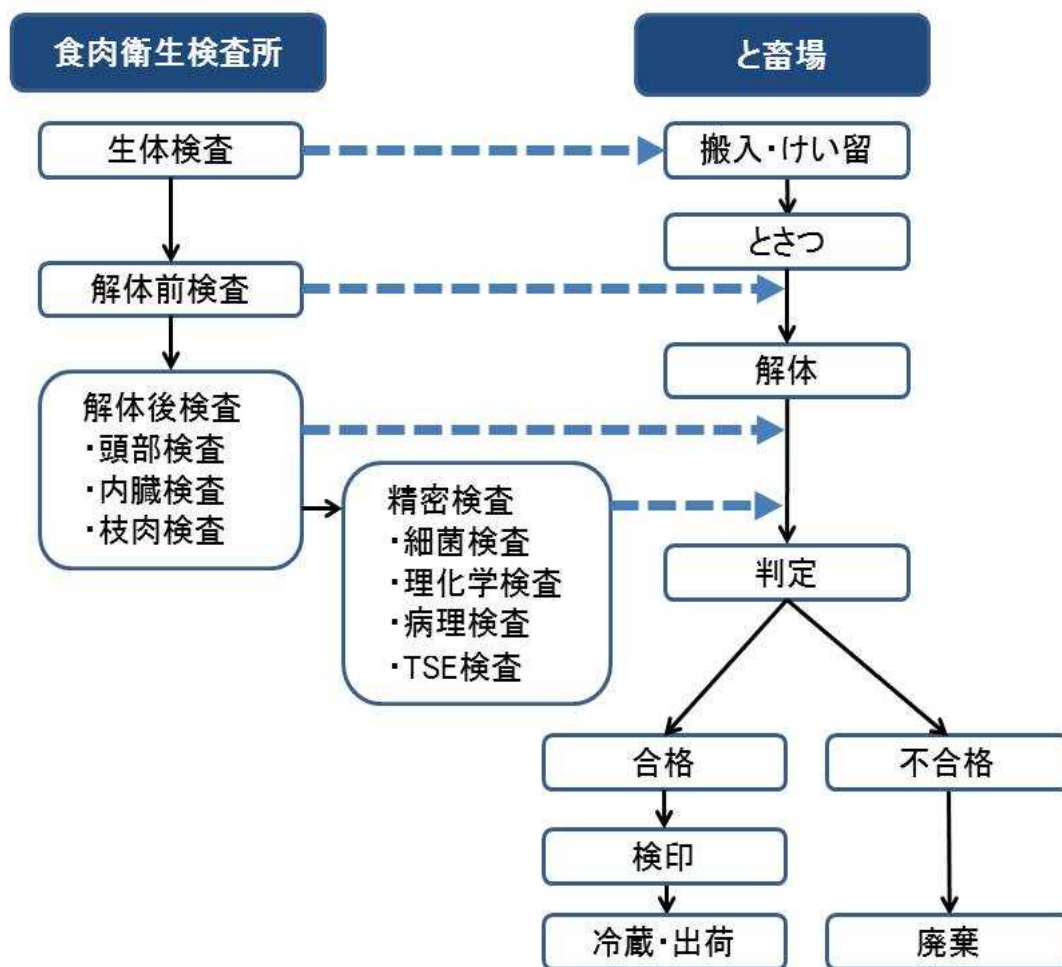
○印は事務吏員で内数

4 食肉衛生検査所の業務

食肉衛生検査所は主としてと畜および食鳥検査に関する事務を所管する行政機関で、業務のあらましは次のとおりである。

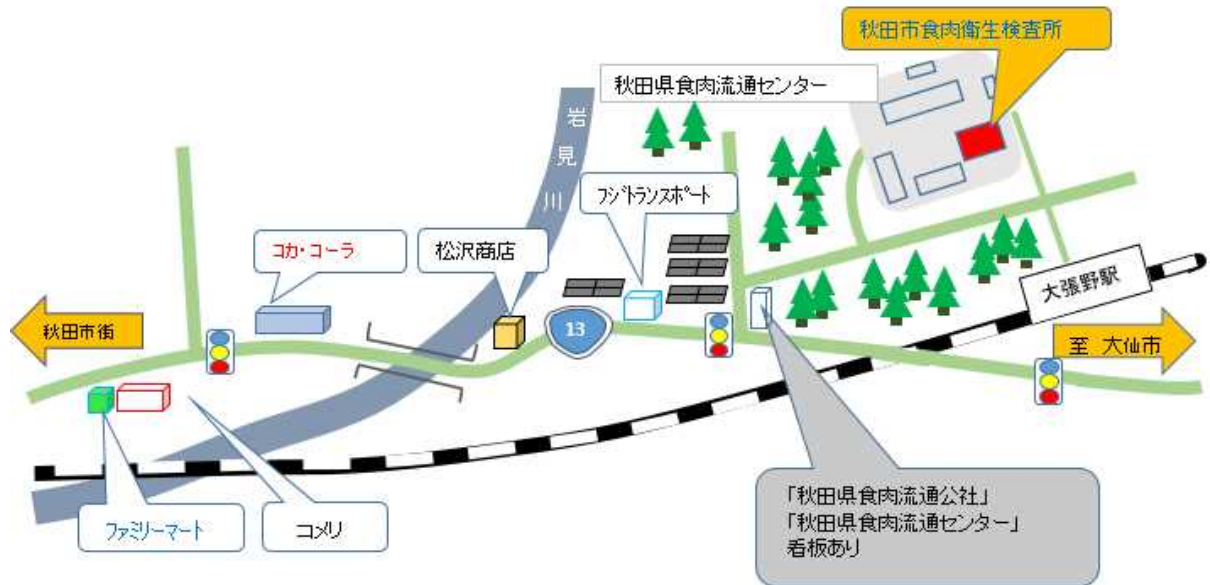
- (1) 食用に供する獣畜および食鳥等の衛生的検査（と畜および食鳥検査）に関すること。
- (2) と畜場の衛生保持に関すること。
- (3) と畜作業における衛生保持に関すること。
- (4) 食肉および食鳥肉等の衛生統計に関すること。
- (5) 食肉および食鳥肉等の衛生に係わる調査研究に関すること。
- (6) と畜場および食鳥処理場内における食品衛生に関すること。

と畜検査フローチャート

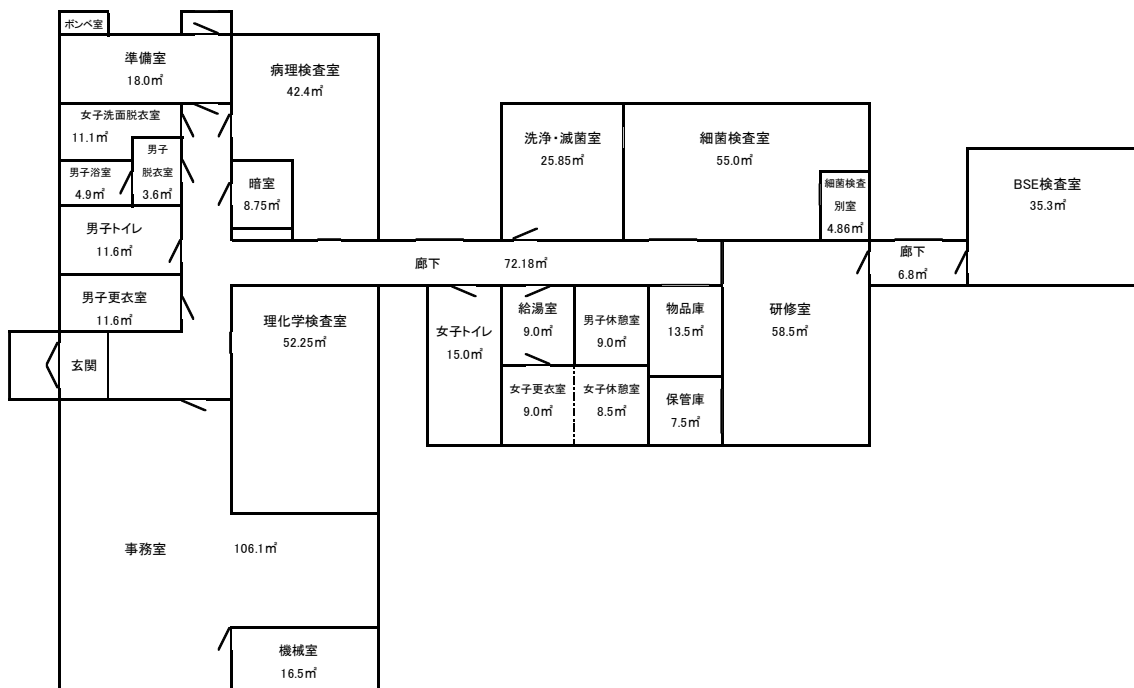


5 庁舎の概要（案内地図・平面図）

所在地 秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 6
敷地面積 2,236.67 m²
建築構造 鉄筋コンクリート
（一部軽量鉄骨構造）平屋建
建築面積 649.69 m²



【平面図】



6 検査機械器具一覧

(1) 細菌検査室

品目	数量	品目	数量
スパイラルプレーター	1	P F G E 電気泳動装置	1
顕微鏡	1	マイクロミニ遠心器	1
遺伝子増幅装置	2	電子天秤	1
インキュベーター	1	分析天秤	1
低温インキュベーター	1	ストマッカー	2
冷蔵庫	5	ウォーターバス	1
ミニゲル電気泳動装置	2	安全キャビネット	1

(2) 病理検査室

品目	数量	品目	数量
自動染色装置	1	滑走式マイクロトーム	4
パラフィンブロック作製装置	1	回転式マイクロトーム	1
自動包埋器	1	インキュベーター	1
顕微鏡	1	デシケーター	1
顕微鏡デジタルカメラシステム	1	冷蔵庫	2
湯浴式パラフィン伸展器	2	スライドウォッシャー	1
プレート式パラフィン伸展器	1	凍結ブロック作製装置	1
実体顕微鏡	1	凍結組織切片作製装置	1

(3) 理化学検査室

品目	数量	品目	数量
LC-MS/MS	1	スターラー	1
冷蔵庫	1	ロータリーエバポレーター	2
冷凍庫	1	電子天秤	2
振とう器	1	分析天秤	1
小型冷却遠心器	1	超低湿デシケーター	1
遠心器	1	高速冷却遠心器	1
超高速攪拌機	2	固相抽出用吸引マニホールド	1
電動ミキサー	1		

(4) B S E 検査室

品目	数量	品目	数量
安全キャビネット	1	マイクロプレートウォッシャー	2
冷凍冷蔵庫	1	アルミブロック恒温槽	2
小型冷却遠心器	2	インキュベーター	2
細胞破碎装置	3	電子天秤	1
マイクロプレートリーダー	2	ボルテックスミキサー	3

(5) 洗浄室

品目	数量	品目	数量
オートクレーブ	2	恒温装置	1
超音波洗浄器	1	蒸留水製造装置	1
超低温フリーザー	1		

(6) 現場検査

品目	数量	品目	数量
食肉衛生検査情報システム一式	1	動物用多項目自動血球計数装置	1
比色酵素アナライザー	1	遠心分離機	1
冷蔵庫	1	紫外線殺菌ロッカー	2

7 食肉衛生検査所長に対する事務委任一覧

(1) 食品衛生法関係（と畜場および食鳥処理場に係る事務に限る。）	
第28条第1項	関係者に対し必要な報告を求めること又は臨検検査もしくは食品等の収去
第30条第2項	食品衛生監視員による監視指導
第58条	食品等の回収の届出
第59条	営業者に対する必要な処置の命令
(2) と畜場法関係	
第4条	と畜場の設置の許可
第7条第6項 (第10条第2項)	衛生管理責任者等の設置および変更の届出 (作業衛生責任者にも準用)
第12条第1項	と畜場使用料およびとさつ解体料の認可
第13条第1項第1号	自家用とさつの届出
第13条第3項	と畜場以外の場所においてとさつし、又は解体する者に対するとさつ又は解体の場所等の指示
第14条第1項～第5項	と畜場においてとさつし、もしくは解体する獣畜又はと畜場外に持ち出す獣畜の肉等の検査
第16条	とさつ又は解体の禁止その他の措置
第17条第1項	と畜場の設置者等から必要な報告を徴すること又は立入検査
第18条第2項	とさつ又は解体の業務の停止命令およびとさつ又は解体の禁止
(3) と畜場法施行令関係	
第4条第2号	と畜場以外の場所におけるとさつの許可
第5条第1項第1号～第3号	牛の皮、牛の卵巣および獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可
第9条	検査に合格した肉等への検印の押印
(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係	
第3条	食鳥処理の事業の許可
第6条第1項	食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可
第6条第3項	食鳥処理の事業の許可の申請書の記載事項等の変更の届出
第7条第2項	食鳥処理業者の地位の承継の届出
第8条	食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止命令
第9条	食鳥処理場の整備改善の命令もしくは使用の禁止又は食鳥処理の事業の許可の取消しもしくは事業の停止命令

第12条第6項	食鳥処理衛生管理者の配置等の届出
第13条	食鳥処理事業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令
第14条	食鳥処理場の休止もしくは廃止又は再開の届出
第15条第1項～第3項	食鳥の検査
第16条第1項	確認規程の認定
第16条第2項	確認規程の変更の認定
第16条第6項	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令
第16条第7項	食鳥処理に際しての確認の状況報告
第16条第9項	確認の適正な実施のため必要な技術的な指導および助言
第17条第1項第4号	食肉販売業者の届出
第20条	公衆衛生上必要な措置
第21条第1項	指定検査機関の指定
第23条第1項、第3項	指定検査機関の指定等の公示
第23条第2項	指定検査機関の名称等の変更の届出
第25条第3項	指定検査機関の食鳥検査の実施に係る報告
第26条第1項	指定検査機関の役員の選任および解任の認可
第26条第2項	指定検査機関の検査員の選任および解任の届出
第26条第3項	指定検査機関の役員および検査員の解任命令
第28条第1項	指定検査機関の業務規程の認可
第28条第2項	指定検査機関の業務規程の変更命令
第29条第1項	指定検査機関の事業計画および収支予算の認可
第29条第2項	指定検査機関の事業報告書および収支決算書の提出
第31条	指定検査機関に対する監督命令
第32条第1項	指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の許可
第32条第3項	指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の公示
第33条第1項	指定検査機関の指定の取消し
第33条第2項	指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止命令
第33条第3項	指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止の公示
第35条第1項	食鳥検査の業務の実施
第35条第2項	食鳥検査の業務の実施の公示
第37条第1項、第2項	食鳥検査の業務の状況等に関する報告
第38条第1項、第2項	立入検査、食鳥肉等の収去等

(5) 牛海綿状脳症対策特別措置法関係	
第7条第2項ただし書	牛の特定部位に係る学術研究の用に供するための許可
(6) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係	
第15条第2項	輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものに限る。以下この項において同じ。）の発行
第17条第2項	適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下この項において同じ。）の認定
第17条第4項	適合施設の認定要件に係る確認
第17条第5項	適合施設の改善を求めることおよび適合施設の認定の取消し
第53条第2項	報告等を求めること又は立入調査等
第53条第5項	輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し

8 関係手数料

秋田市手数料条例（平成 12 年秋田市条例第 4 号）に基づく手数料一覧（抜粋）

名 称	金 額
一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円
簡易と畜場設置許可申請手数料	10,000円
と畜検査手数料	牛 生後 1 年以上 1,200円 生後 1 月以上 1 年未満 700円 生後 1 月未満 400円 馬 生後 1 年以上 1,200円 生後 1 年未満 700円 豚 1 頭 400円 めん羊 1 頭 250円 山羊 1 頭 250円
と畜検査等証明書交付手数料	300円
輸出証明書発行申請手数料	870円
施設認定農林水産物等に係る施設の適合施設認定申請手数料	現地調査を要する適合施設の認定の申請に係る審査 20,900円 その他の適合施設の認定の申請に係る審査 10,400円
食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000円
食鳥検査手数料	1羽につき5円
確認規程認定申請手数料	5,500円
確認規程変更認定申請手数料	2,300円

9 所管と畜場の概要

名 称	秋 田 県 食 肉 流 通 セ ン タ ー
と 畜 場 番 号	1
所 在 地	秋 田 市 河 辺 神 内 字 堂 坂 2 番 地 1
設 置 者	株 式 会 社 秋 田 県 食 肉 流 通 公 社 代 表 取 締 役 社 長 土 田 正 広
設 置 許 可	平 成 11 年 8 月 20 日 指 令 環 ー 1788
と さ つ 解 体 能 力	豚 換 算 1,090 頭 / 日
枝 肉 冷 蔵 能 力	豚 換 算 1,440 頭
部 分 肉 加 工 能 力	豚 450 頭 / 日 牛 7 頭 / 日
部 分 肉 保 管 能 力	豚 換 算 1,300 頭
汚 水 浄 化 装 置 能 力	低 負 荷 活 性 汚 泥 法 (凝 集 浮 上 ろ 過 装 置) 1,000 m ³ / 6 h / 日 モ リ ナ ガ エ ン ジ ニ ア リ ン グ
汚 泥 焼 却 能 力	3,500 kg / 日
廃 棄 物 焼 却 能 力	2 t / 日

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したもの。

10 所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況

認定年度	輸出先国	選定施設固有記号／施設番号	輸出取扱品目
H20	香港	ACME（と畜場） ACMC（食肉処理場）	豚肉
H27	タイ	AKC-1（と畜場） AKC-1（食肉処理場）	牛肉
H28	ベトナム		牛肉、豚肉
H29	台湾		牛肉
R1	マカオ		牛肉

1 1 教育実習および視察研修等の受入状況

月 日	実習および研修名	人数
8 月 1 日	親子でしょっけん見学	1 3
1 2 月 1 4 日	解剖にチャレンジ!	3 1
1 1 月、1 月	と畜検査員視察研修 (計 2 回)	4

1 2 連絡調整会議および職員研修一覧

開催月	会議名・研修 (講習会) 名	開催地/開催方法	参加者
4 月	令和 6 年度生活衛生課関係業務打合せ会議	秋田市/集合	1
5 月	令和 6 年度家畜衛生推進会議	秋田市/集合	1
6 月	牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に係る説明会	W e b 会議	1
7 月	令和 6 年度全国食肉衛生検査所長会議および第 6 0 回全国大会	東京都/集合	2
9 月	令和 6 年度全国公衆衛生獣医師協議会 全国大会「研修及び調査研究発表会」	東京都/集合	1
	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会令和 6 年度全国幹事会および総会・研修会	静岡県/集合	1
	令和 6 年度東北地区獣医師大会・三学会	青森県/集合	1
1 0 月	第 4 2 回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	神奈川県/集合	1
	全国食肉衛生検査所協議会第 3 5 回北海道・東北ブロック大会	宮城県/集合	2
	先進と畜場の視察研修	岩手県/集合	2
1 1 月	全国食肉衛生検査所協議会病理部会部会第 8 1 回病理研修会及び総会	神奈川県/集合	2
1 月	食品衛生・動物愛護管理業務等に関する担当課長等会議	秋田市/集合	1
	令和 6 年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修会並びに研究発表会	東京都/集合	2

第 2 章 と 畜 検 査

1 獣畜別・月別と畜検査頭数

畜種 月	牛	とく		馬		豚	めん 羊	山 羊	頭数計	豚換算による頭数	開場 日数
		1か月 以上	1か月 未満	1年 以上	1年 未満						
4	340	1		17		15,523	10		15,891	16,605	22
5	342	1		8		15,171	12		15,534	16,234	22
6	342	1		10		13,694	6		14,053	14,757	20
7	405	1		17		15,866	10		16,299	17,143	22
8	317			16		14,113	14		14,460	15,126	20
9	340	1		9		13,876	25		14,251	14,949	20
10	352	1		11		16,307	36		16,707	17,433	22
11	442	2		10		14,820	36		15,310	16,214	20
12	357			18		15,665	3		16,043	16,793	20
1	336			8		14,858	31		15,233	15,921	19
2	314	1		10		14,057	31		14,413	15,061	19
3	326			12		15,365	6		15,709	16,385	21
6年度	4,213	9		146		179,315	220		183,903	192,621	247
前年度	4,145	4		146		178,089	190		182,574	191,156	247

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したもの。

2 証明書交付件数

(1) と畜証明等

内訳	件数
と畜証明	52
原皮証明	24
合計	76

(2) 輸出証明（牛肉）

	香港	タイ	ベトナム	台湾	マカオ
件数	0	37	9	38	0
重量 (kg)	0	15,938	974	8,876	0

3 と畜検査結果に基づく措置状況

[illegible]

処 分 頭 数													
寄生虫病			そ の 他 の 疾 病										計
の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	中 毒 諸 症	に 炎 症 よ う は 汚 染 物	変 性 又 は 萎 縮	そ の 他	
			2		5		10			3		5	25
							827	2		1,628	146	2,522	5,125
										2		2	4
								2		2			4
		14					14			31	8	75	142
			247	58	4	3	223	7		99	75		720
							5,517	26		103,788	4,979	16,840	131,150
							3			24	1	19	47
			249	58	9	3	233	9		104	75	5	749
		14					6,361	28		105,473	5,134	19,458	136,468

4 精密検査実施状況

(1) 牛

検査内容 病症状および診断名			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生	残留	そ	精	措置(実頭数)			
			直	一	同	そ	血	細	組	そ	血	尿	そ	虫	抗菌	の	密	合	と	全	一
			接	般		の	液	胞	織	の	液	検	の	原	性	他	検				
実頭数	検	養	定	他	査	診	査	他	査	査	他	査	査	他	査	他	計	格	止	棄	棄
膿毒症	1					2					12						14			1	
尿毒症	5					6			4		36						46			5	
高度の水腫	7		10	22		14					84						130			7	
全身性の炎症	3					6					36						42			3	
牛伝染性リンパ腫	5					10			107	5	53						175			5	
腸炎	3	2	4			4			13		24						47				3
腸間膜脂肪水腫	1					2					12						14				1
肝変性	1					2					12						14				1
肝膿瘍	1					2					12						14				1
脾炎	1					2					12						14				1
心外膜の肉芽腫	1								5								5				1
肺炎	8					16					93						109				8
肺膿瘍	4					8					48						56				4
胸膜肺炎	1					2					12						14				1
肺气腫	1					2					11						13				1
胸膜炎	1					2					12						14				1
腎炎	4					2			1		22						25				4
腎膿瘍	1					2					12						14				1
膀胱炎	1					2					12						14				1
膀胱結石	2					4					23						27				2
尿石症	1					2					12						14				1
膣脱	1					2					12						14				1
皮下出血	7					14					83						97				7
皮下水腫	7					14					85						99				7
皮下出血・皮下水腫	1					2					12						14				1
筋肉血腫	1										3						3				1
筋肉出血	1					2					5						7				1
筋間水腫	9					16					99						115				9
関節炎	5					10					59						69				5
骨盤骨折	1					2					12						14				1
骨髓過形成	1					2	2		13		12						29				1
脂肪壊死症	5					10					60						70				5
結合組織の増生	1								2								2				1
肝細胞癌	1								1								1				1
正	1					2					12						14	1			
計	95	2	14	22		168	2		146	5	1,004						1,363	1		21	73

(2) 馬

検査内容 病症状および診断名			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生	残留	そ	精	措置(実頭数)			
			直	一	同	そ	血	細	組	そ	血	尿	そ	虫	抗菌	の	密	合	と	全	一
			接	般		の	液	胞	織	の	液	検	の	原	性	他	検				
実頭数	検	養	定	他	査	診	査	他	査	査	他	査	査	他	査	他	計	格	止	棄	棄
全身性の炎症	2					2					22						24				2
リンパ腫	1					2			47		12						61				1
メラノーマ	1								13								13				1
腹膜炎	1					2					12						14				1
心内膜の線維性肥厚	1								8								8				1
筋肉出血	2					4					24						28				2
骨折	1					2			5		12						19				1
線維性骨異栄養症	1								4								4				1
正	1					2					12						14	1			
計	11					14			77		94						185	1		4	6

(3) 豚

検査内容 病症状および診断名			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留抗菌性物質 検査	その他	精密検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
膿毒症	3			14	19				4								37			3	
敗血症	41	1		406	796				21								1,224			41	
尿毒症	4						2		12		9						23			4	
高度の黄疸	3										3						3			3	
高度の水腫	4										4						4			4	
全身性の筋肉変性	12								17		12						29			12	
リンパ腫	2						4		38		10						52			2	
豚丹毒	4			18	39												57			4	
間質性肝炎	1								2								2				1
肝変性	6								9		3						12				6
肝うつ血	2								3								3				2
肝臓のリンパ濾胞過形成	1								1								1				1
腹膜炎	1										1						1				1
線維索性心外膜炎	1								3								3				1
腎炎	3								6		3						9				3
間質性腎炎	4								16		2						18				4
腎梗塞	1										1						1				1
腎臓尿管壊死	1								1								1				1
腎臓糸球体出血	1								1								1				1
腎嚢胞	1								2		1						3				1
腎周囲水腫	1										1						1				1
皮下出血	1										2						2				1
皮下水腫	1										1						1				1
皮下水腫、筋間水腫	1										1						1				1
関節炎	9			35	44						1						80				9
化膿性肉芽腫性リンパ節炎	1								1								1				1
肝細胞癌	1								12								12				1
歯原性腫瘍	1			4	80				37								121				1
線維腫	1								2								2				1
計	113	1	477	978			6		188		55						1,705			73	40

(4) めん羊

検査内容 病症状および診断名			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留抗菌性物質 検査	その他	精密検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
肝臓の多発性過形成	1						2		17		12						31				1
肝臓の肉芽腫性炎	1								4								4				1
正	1										8						8	1			
計	3						2		21		20						43	1			2

(5) 調査研究

調査研究名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留抗菌性 物質検査	その他	精密検査 合計	備考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					
ペニシリン系抗生物質試験法の検討について（第2報）	—													984		984	
牛の直腸腫瘍	1					2		182	1	12						197	
計	1					2		182	1	12				984		1,181	

(6) 衛生指導関係

件名	検体数	細菌検査				その他	精密検査 合計	備考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他			
牛枝肉の微生物検査	60		120				120	
豚枝肉の微生物検査	60		120				120	
計	120		240				240	

5 残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

畜種	物質別	動物用医薬品	
		頭 数	陽 性 数
牛		18	0
豚		60	0
合計		78	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査内訳

畜 種		牛	豚	合 計
動物用医薬品	ダノフロキサシン	18	60	78
	スルファモノメトキシシン	18	60	78
	トリメトプリム	18	60	78
	スルファジミジン	18	60	78
	オルメトプリム	18	60	78
	トリクロルホン	18	60	78
	オキシリン酸	18	60	78
	タイロシン	18	60	78
	フルベンダゾール	18	60	78
	エンロフロキサシン	18	60	78
	スルファジメトキシシン	18	60	78
	チルミコシン	18	60	78
	エリスロマイシン	18	60	78
	レバミゾール	18	60	78
	メシリナム	18	60	78
	フルニキシシン	18	60	78
	マルボフロキサシン	18	60	78
	オルビフロキサシン	18	60	78
	スルファドキシシン	18	60	78
	バルネムリン	—	60	60
	リンコマイシン	—	60	60
	スルファメトキサゾール	—	60	60
	ピリメタミン	—	60	60
	チアムリン	—	60	60
	スルファキノキサリン	18	—	18
	テトラサイクリン類	18	60	78
	ドキシサイクリン	—	60	60
	チアンフェニコール	18	60	78
	フロルフエニコール	18	60	78
合 計		414	1,680	2,094

数 値 ： 検査件数＝頭数×検査部位（筋肉）

6 BSEスクリーニング検査

平成29年4月1日からと畜場における健康牛のBSE検査は廃止となりました。
令和6年4月1日から月齢による検査対象区分が廃止され、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛が検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和6年度	0	0

7 TSEスクリーニング検査

平成28年6月1日から月齢に関わらず生体検査でTSE特有の臨床症状を呈するめん羊・山羊のみが検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和6年度	0	0

第 3 章 食鳥検査

1 食鳥処理事業許可等

区 分	取扱件数	新 規	変 更	廃 止
食鳥処理事業許可	0			
食鳥処理確認規程認定	0			
届出食肉販売業者届出	0			

2 管内の認定小規模食鳥処理場

No.	名称	所在地	年間処理羽数	処理形態
			(6年度実績)	
1	有限会社佐田商店	秋田市土崎港中央二丁目2-16	280	□
2	有限会社石行商店	秋田県外旭川八柳三丁目16-11	0	□

* 処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条5）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

3 食鳥処理確認状況

種 類			ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
項 目							
確 認 羽 数			280				280
異常の有無の確認措置	生体の状況	廃棄	—				—
	体表の状況	全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0
	体壁内側面の状況	全部廃棄	0				0
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	0				0
		内臓全部廃棄	0				0
廃棄羽数の合計		全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0

4 精密検査実施状況

残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

	動物用医薬品	
	羽 数	陽 性 数
食 鳥	1	0
合 計	1	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査項目

動物用医薬品	ダノフロキサシン	3
	スルファモノメトキシシン	3
	トリメトプリム	3
	スルファジミジン	3
	オルメトプリム	3
	トリクロルホン	3
	オキシリン酸	3
	タイロシン	3
	フルベンダゾール	3
	エンロフロキサシン	3
	スルファジメトキシシン	3
	チルミコシン	3
	エリスロマイシン	3
	レバミゾール	3
	リンコマイシン	3
	スルファメトキサゾール	3
	ピリメタミン	3
	チアムリン	3
	スルファキノキサリン	3
	ジアベリジン	3
	オフロキサシン	3
	ナイカルバジン	3
	テトラサイクリン類	3
	ドキシサイクリン	3
	チアンフェニコール	3
	フロルフェニコール	3
合 計		78

数 値 ： 検査件数＝羽数×検査部位（筋肉、腎臓、肝臓）

第 4 章 衛生指導

1 施設等の監視指導

(1) と畜場

と畜場設置者が作成した衛生管理計画および手順書に基づいた衛生管理の実施状況を確認するため、外部検証として、衛生管理計画および手順書、衛生管理の実施記録内容、作業現場での実施状況を確認した。

また、汚水処理施設については、と畜場設置者が実施した排水の定期的な自主検査により結果が良好であることを確認した。

(2) 食肉処理施設（食肉カット室）

台湾向け輸出牛肉の取扱要綱に基づくと畜検査員等による検証として、と畜場に併設された食肉処理施設の衛生管理の実施状況を確認した。

(3) 生体搬送車

生体の体表汚染による枝肉や施設の汚染を未然に防ぐため、と畜場搬入時には「よろい」等の体表汚染がないよう、と畜場設置者を通じて生産者および搬入業者に指導した。

(4) 食肉輸送車

と畜場および食肉カット工場に出入りする食肉輸送業者に対し、食肉の衛生的な取扱いおよび保存温度の遵守、輸送車の洗浄消毒の徹底について通知した。

(5) 認定小規模食鳥処理場

食鳥処理場については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、監視指導を実施した。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を適切に実施できるよう指導した。

2 施設等の監視指導状況

(1) と畜場関連施設等

施 設	監視件数
と畜場（牛解体処理室）	4 7
と畜場（豚解体処理室）	4 8
食肉処理施設（食肉カット室）	4 7

(2) 認定小規模食鳥処理場

施 設	施設数	監視件数
認定小規模食鳥処理場	2	2

3 枝肉の微生物検査

と畜場における衛生管理の実施状況の効果を評価するため、外部検証として枝肉の微生物検査を実施した。

4 情報提供等について

農場での疾病の発生状況の把握や予防等に活用するため、希望する生産者や生産に携わる獣医師（管理獣医師等）に、各々のと畜検査の結果を情報提供した。

月ごとにと畜検査の結果（一部廃棄や全部廃棄処分状況等）を集計し、関係行政機関等に情報提供した。

また、と畜検査の結果について生産者等から個別に問い合わせがあった際には随時対応した。

第 5 章 調査研究

演 題 名：ペニシリン系抗生物質試験法の検討について（第2報）

発表者氏名：○春田和也、吉野喜明、小原暁子、末次宏一

発表者所属：秋田市食検

1. はじめに：ペニシリン系およびセフェム系抗生物質は、動物用医薬品として牛の疾病予防や治療に高い頻度で使用されている薬剤である。以前当所においてセファゾリン（CEZ）、アンピシリン（ABPC）、ベンジルペニシリン（PCG）について通知法である「HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅰ（畜水産物）」の変法による同時分析法を検討したが、ABPCについては、妥当性評価ガイドラインの目標値に達することができなかった。そこで今回はHPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅲ（畜水産物）」（以下「一斉試験法Ⅲ」という。）の変法によるABPC分析法を検討するとともに、検討した方法を用いて27種の化合物について妥当性評価を行ったので、その結果を報告する。

2. 材料および方法：一斉試験法Ⅲの変法として固相抽出ミニカラム（ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体カラム、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラム、脂質除去カラム、タンパク質・リン脂質・脂質除去カラム）4種を比較検討した。さらに妥当性評価を満たした固相抽出カラムを使用し、27種の化合物について妥当性評価を行った。

3. 成績：脂質除去カラム、タンパク質・リン脂質・脂質除去カラムについては真度、併行精度、室内精度のすべてで妥当性評価ガイドラインの目標値を満たした。また27種の化合物について真度、併行精度、室内精度のすべてで妥当性評価ガイドラインの目標値を満たした。

4. 考察：ABPCの分析法において、ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体カラム、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラムではカラムへの保持が不十分で回収率の低下につながったと考えられた。脂質除去カラム、タンパク質・リン脂質・脂質除去カラムでは、分析対象物ではなく不用な脂質干渉を対象とした通過型手法がとられており、また従来法での濃縮乾固の工程が不要で、一度に多くのサンプル処理ができ時間を大幅に短縮することができた。さらに、今回検討したABPC分析法について27種すべての化合物が妥当性評価の目標値を満たしており、ペニシリン系薬剤に加え、セフェム系薬剤や家畜診療分野で使用頻度の高い薬剤の残留抗菌性物質検査において有効な手段となる可能性が示唆された。

発表：令和6年度東北地区獣医師大会・三学会（青森県）

令和6年9月25日 口頭発表

【検査所全景】



令和 7 年 6 月 発行

令和 7 年度（令和 6 年度実績）

業務概要

編集／秋田市食肉衛生検査所

〒019-2631 秋田県秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 6

電話 018-882-2395 FAX 018-882-2126

e-mail ro-wfmt@city.akita.lg.jp